

## すこやかな空くれよん保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人すこやかなが設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 すこやかな空くれよん保育園
- (2) 所在地 奈良県磯城郡田原本町大字宮古161番1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 すこやかな空くれよん保育園（以下「当園」という。）は、保育（養護及び教育（児童福祉法第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日 条例第39号）、田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月16日 条例第16号）、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）  
法に規定する支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 時間外保育  
就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第6条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。
- (3) 一時預かり保育事業  
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより一時的に預かり、法第59条第1項第10号に規定する必要な保護を行う。
- (4) 病児保育事業  
保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった未就学児童であって、疾病にかかっているものについて保育所において、法第59条第1項第11号に規定する保育を提供する。
- (5) 食事の提供  
自園で調理した給食を提供する。

(6) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1名(常勤専従)

施設長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名(常勤専従)

主任保育士は、保護者等に対する子育て支援を行うとともに、施設長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 18名以上(常勤専従+非常勤)

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名以上(調理業務を委託する事業者従業員)

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の乳児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(5) 調理員 1名以上(調理業務を委託する事業者従業員)

栄養士の作成した献立を作成し、給食及びおやつを調理する。

(6) 嘱託医(内科、歯科) 各1名(非常勤)

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(7) 看護師 1名以上

園児の看護および保健衛生の業務を行う。

(8) 事務員 1名以上

園運営の事務等の役割を行う。

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(保育を提供する時間)

第6条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定(法第20条第3項に基づく保育必要量の認定について1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の認定をすることをいう。)に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供する。

(2) 保育短時間認定(法第20条第3項に基づく保育必要量の認定について1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の認定をすることをいう。)に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで及び16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第7条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、前2項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用定員)

第8条 当園の利用定員は、法第19条第1項各号の区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 60人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち満1歳以上の子ども 34人
- (3) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども 6人

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとする。

- (1) 利用要請があった3号認定子どもの数及び当事業所を現に利用している園児の総数が、利用定員の総数を上回る場合
  - (2) 当園の現員からは利用申し込みに応じきれない場合
  - (3) 当園の設置基準からは利用申し込みに応じきれない場合
  - (4) その他児童の受入れに当たり自ら適切な保育を提供することが困難な場合
- 2 当園は、保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込みを行った支給認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、支給認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(児童虐待の早期発見・防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護及び児童虐待の早期発見・防止を図るため、担当者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第14条 当園は、園児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を決め、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 当園が苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めるとともに、必要な改善を行う。

3 当園は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策等について記録する。

(記録の整備)

第15条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条において準用する同第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第16条 その他、本規程に記載以外の重要事項は「入園のしおり」のとおりとする。

附則

この規定は、令和5年2月1日から施行する

## 別表 利用者負担金（第7条第3項関係）

### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	対象	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育に係る費用	全学年	保育用品	実費
		保護者証	100円
		月刊絵本	実費
		日本スポーツ振興センター共済掛金	法に定める額
	3歳児から5歳児	体操服	実費
		防災頭巾	実費
		給食主食費	1,800円
		給食副食費	5,900円

### 2 保育の提供に要する特定負担額

内容、負担を求める理由及び目的	金額（月額）
教室費（3歳児～5歳児）	1,200円
諸経費	800円
ICT推進費	400円

### 3 延長保育に係る利用者負担

#### 保育標準時間認定に係る時間外保育料

18時～19時まで利用	1回 200円（18時30分までは100円）
-------------	------------------------

#### 保育短時間認定に係る時間外保育料

7時～8時まで利用	1回 100円
16時～18時まで利用	1回 200円
18時～19時まで利用	1回 200円（18時30分までは100円）

#### 時間外保育に係るおやつ代

18時以降利用した場合	1回 50円
-------------	--------